

# 個人情報保護に関わる細則（2006.11.04 理事会議決）

## （総則）

（特活）C.P.I.教育文化交流推進委員会（以下本会とする）は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関連法令に関して、定款第62条の下に規定した『会員名簿に関する規則』第2条第2項の「理事会および事務管理部長の管理責任」を果たすため本細則を定める。

## （個人情報の取得）

第2条 本会は、業務上必要な範囲で、かつ適法で公正な手段により、本会に係る者の氏名・住所若しくは所在地・電話番号・メールアドレス・性別、その他必要な個人情報を取得し記録することができる。

（2）本会は、本会に対する問い合わせをした者の氏名・住所若しくは所在地・電話番号・メールアドレス・性別、その他必要な個人情報を取得し記録することができる。

## （取得した個人情報の利用目的並びに運用）

第3条 本会は、取得した個人情報を、以下のときに限り利用することができる。

- ① 本会事務管理部から、本会への入会若しくは寄付に係る文書を、前条で記録した者に送るとき。
- ② 本会事務管理部から、個別の報告書、依頼書または礼状等を、前条第1項で記録した者に送るとき。
- ③ 本会事務局から、理事会または事務局が文責を持つ会報等を、前条第1項で記録した者に送るとき。
- ④ 本会地域会又は連絡協議会の名を以って発行する地域会報、会議開催等行事案内、地域会会議議案書および地域会会議報告を、本会に登録された当該地域の会員に送るとき

2) 前項第4号においては、本会地域会又は連絡協議会が本会理事会との間で定款54条又は定款56条にある協議を成立させた後に、本会事務管理部が代理発送を行う。

## （個人情報の安全管理措置）

第4条 本会は、個人情報の安全管理に係る処置を、次のように行う。

- ① 個人情報を管理するコンピューターにおいては、外部との通信アクセスを遮断する。
- ② 個人情報の滅失・毀損・漏洩のないよう、文書発送はすべて本会事務管理部の管理とする。
- ③ 個人情報記録のある書類を破棄するときは、断裁処理を行う。

## （個人情報の第三者への提供を行う場合の取り扱い）

第5条 本会は次のときに限り個人情報を第三者に提供することができる。

- ① 本会の会員が、本会の支援対象地域において支援受益者（教育里子等）との現地における会見訪問を望む場合に当人の円滑と安全を図るため、本会の海外協力団体等に当人の情報を提供するとき。
- ② 本会が主宰する行事で事故等が発生し、捜査当局に資料の提供を行う必要のあるとき。
- ③ 本会の主務官庁若しくは監督官庁から、法令に定められた情報開示要請を受けたとき。

④ その他、法令に基づく要請により、緊急のため本会の協力を求められたとき。

**(保有個人情報の開示、訂正または利用停止等)**

第6条 本会は、本会保有の個人情報に関して開示および訂正等または利用停止等に関する請求については、前条第2号から第4号に該当するほかは、請求者が本人であることを確認する文書・電子文書の送付または身分証明書の提示等を求めた上で手続を行う。

**(法令の遵守ならびに管理運用体制の継続的改善)**

第7条 本会は、取得した個人情報の管理運用体制を適宜に見直し、本会の個人情報保護細則を変更したときは、会員並びに関係者に告知すると同時に、ホームページ等適切な手段をもって公表する。

**付則**

本則は、2006年11月4日をもって発効とする。